平成２４年（フ）第６４７８号
大阪市東淀川区東中島２丁目３番２号　ノイエ新大阪Ａ棟602号
債務者　樋脇　広美
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２１号
大阪府三島郡島本町江川１丁目15番15―305号
債務者　佐藤　　實
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５０号
大阪府吹田市山田南45番Ｂ―915号
債務者　大谷　竜治
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５７５号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目16番４―207号
債務者　松山　義一
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４４号
大阪府枚方市三栗２丁目２番16―402号
債務者　内装荒岩こと　荒武　宗行
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７３６号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目４番18―410号
債務者　福永　千春（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４０号
大阪府寝屋川市小路北町９番11号
債務者　村上　英一
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９５３号
大阪市平野区加美東１丁目２番33号　ヒラパー117号
債務者　多田商会こと　多田　和則(旧姓松岡)
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６号
大阪市淀川区十三東３丁目９番10号　シャルム十三201号
債務者　三谷工務店こと　三谷　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７号
大阪市東成区東中本３丁目２番６号　車屋マンション204号
債務者　原田　秀俊
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１号
大阪府東大阪市横小路町５丁目４番38号
債務者　八石　操代
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目16番16号
債務者　西野　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２８号
大阪府門真市三ツ島２丁目20番５―105号
債務者　熊本　雅司
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９７号
神戸市兵庫区湊山町10番９号、従前の住所神戸市中央区中山手通４丁目２番13号
債務者　テーラー多田こと　多田　昭男
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８５号
神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目14番11―108号
債務者　髙橋　真美（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９号
神戸市垂水区城が山５丁目８番３号　弘山文化２Ｆ
債務者　堀　　智洋
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８６号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―2323号、前住所兵庫県神戸市東灘区深江北町２丁目９番７号203号
債務者　鈴木　直紀
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田1835番地１ゆりはま大平園
債務者　葉狩　　優
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部